

保護者・地域住民の皆様へ

須崎市教育委員会

- ★学校と家庭・地域は、子どもたちの健やかな成長を共に支えるパートナーです。
- ★令和8年10月1日から「カスタマーハラスメント」防止措置が学校設置者を含む事業主の義務となります。社会通念を超える要望等はなさらないようお願いいたします。
- ★厚生労働省の指針等を踏まえ、「学校と家庭・地域とのより良い関係づくりのための手引き」を作成しました。

📖 学校と家庭・地域とのより良い関係づくりのための手引き
<https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=6110>

！ 保護者・地域住民の皆様へのお願い

🔊 適切な表現・声量で

感情をあおるような言動や怒鳴る行動はお控えください。

💡 適切な要求範囲

学校が対応できない範囲・限界があることをご理解ください。

🕒 適切な時間内のご相談

過度に長時間のご相談はお控えください。

📱 SNSでの拡散防止

先生や子どもたちを傷つけるSNS投稿はお控えください。

➡ 社会通念上許容される範囲を超えた言動（例）

- ❑ 無理由・無関係な要求：そもそも要求に理由がない、または学校の教育活動と無関係
- ❑ 過剰な細部干渉・要求：授業内容、宿題量、部活動等の細部に対する過剰な要望
- ❑ 威圧・責め立て：声を荒らげ、高圧的に自らの要求を主張する・土下座要求
- ❑ 執拗な連続連絡：何度も電話や居座りを繰り返し、業務に支障をきたす
- ❑ 身体的・精神的攻撃：暴行・傷害および脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言
- ❑ 不当な成績・評価介入：成績評価の変更や内申点に関する不当な要求
- ❑ 不当な人事・管理介入：担任の変更、異動、辞任を執拗に求めたり特別扱いを要求
- ❑ 個人への損害賠償要求：教職員個人を対象とした不当な損害賠償や慰謝料要求
- ❑ 学校管理外での要求：休日の騒音苦情、公園での遊び方など管理外の過剰苦情
- ❑ 個人情報の開示強要：児童生徒や教職員の個人情報をお教えするよう求める行為

💡 社会通念上許容される範囲を超えた言動とは

保護者や地域住民等から寄せられる相談や要望の中には、学校だけでは対応が困難で、教職員の就業環境が害されるような社会通念上許容される範囲を超えた過剰な要求や苦情などもあります。こうした言動に対して、学校設置者は下記の措置を講ずる必要があります。

🏫 学校設置者が講ずべき措置

① 方針等の明確化及び周知・啓発

② 相談体制の整備

③ 事案発生後の迅速かつ適切な対応

④ 対応の実効性を確保する措置

⑤ その他講ずべき措置（プライバシーの保護等）

【社会通念上許容される範囲を超えるかどうかの判断】

言動の目的、経緯や状況、言動の態様・頻度・継続性、教職員の心身の状況、行為者との関係性などを総合的に考慮する必要があります。

✨ みんなで育む「すさき」の学校 ✨



学校



家庭



地域（須崎）